品価格高騰対応緊急助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度能代市一般会計補正予算における、秋田県能代市から、地域住民を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、同条第二号ロ及びヘ並びに同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給されるものをいう。）、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯、（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給されるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度京都府福知山市食料品等高騰対策臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度京都府福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イに掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度京都府福知山市食料品等高騰対策臨時特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度京都府福知山市非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度京都府福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和七年度京都府福知山市非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度京都府福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度京都府福知山市食料品等高騰対策臨時特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度京都府福知山市非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度京都府福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和七年度京都府福知山市非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度京都府福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○文部科学省告示第六号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第一項の規定により、同法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関である学校法人光華女子学園について、法人名称及び養成業務を行う主たる事務所の名称を次のように変更する旨の届出があったので、同法第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年一月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	変更前の法人名称	変更後の法人名称	変更前の養成業務を行う主たる事務所の名称	変更後の養成業務を行う主たる事務所の名称	変更の日
C〇二五二六〇二	学校法人光華女子学園	学校法人光華学園	京都光華女子大学	京都光華大学	令和八年四月一日

○文部科学省告示第七号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十四条第一項の規定により、同法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関である学校法人瀧澤学園について、登録日本語教員養成機関の養成業務を廃止する旨の届出があったので、同法第六十四条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年一月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	養成業務を行う主たる事務所の名称	養成業務を廃止する日
C〇二四一二〇二	学校法人瀧澤学園	千葉県千葉市若葉区西都賀一丁目一番一一号	千葉モードビジネス専門学校	千葉県千葉市若葉区西都賀三丁目六番二四号　令和八年一月三十日